



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1014	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1015	〃	( 〃 ).....	2
1016	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	( 〃 ).....	2
1017	〃	( 〃 ).....	3
1018	〃	( 〃 ).....	3
1019	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	4
1020	〃	( 〃 ).....	4
1021	〃	( 〃 ).....	4
1022	生活保護法による介護機関の指定	( 〃 ).....	4
1023	〃	( 〃 ).....	5
1024	〃	( 〃 ).....	5
1025	〃	( 〃 ).....	5
1026	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	5
1027	指定自立支援医療機関の指定	( 〃 ).....	6
1028	〃	( 〃 ).....	6
1029	〃	( 〃 ).....	6
1030	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	6
1031	〃	( 〃 ).....	7
1032	〃	( 〃 ).....	7
1033	保安林の指定施業要件の変更	( 〃 ).....	8
1034	公共測量の実施	(技術調査課).....	8

### ○ 監査公表

監査公表第17号	.....	8
----------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第1014号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年9月1日まで縦覧に供する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成26年6月30日

2 名称

特定非営利活動法人パンダ作業所

## 3 代表者の氏名

諏訪利江

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市小倉130番地の2

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者福祉サービス事業を通じより多くの就労を希望する障害者の方々に対し「地域移行」・「社会的自立」・「地域社会における社会福祉の増進」に向けた取組を目的とする。

**和歌山県告示第1015号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年9月8日まで縦覧に供する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成26年7月7日

## 2 名称

特定非営利活動法人なごみ

## 3 代表者の氏名

坂本末廣

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬534番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、日常生活等の支援を必要とする高齢者その他に対して、介護や福祉に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進と住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1016号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年8月27日まで縦覧に供する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成26年6月27日

## 2 名称

特定非営利活動法人福祉文化学院春風会

## 3 代表者の氏名

三木拓哉

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市和歌浦東四丁目3番51号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、県民に対して、福祉に係わるボランティア等の人材育成を通じて、地域福祉発展の為の

研究や地域福祉の相談援助等を行い、福祉のまちづくりの構築、安心できる福祉環境の保全に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1017号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年9月16日まで縦覧に供する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成26年7月14日

## 2 名称

特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部

## 3 代表者の氏名

土生川幹夫

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市楠右衛門小路1番地

## 5 定款に記載された目的

根来山げんきの森は県民みんなの森です。この森を県民の誰もが楽しく利用できるように、そしてこの森が地域の住民の暮らしを守る森であり続けるように、和歌山県との協働による森林の整備、県民が森と親しむ手助け、管理運営及び公園区域外でのボランティアによる森林整備のお手伝いをするを目的とします。

**和歌山県告示第1018号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年9月16日まで縦覧に供する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成26年7月14日

## 2 名称

特定非営利活動法人岩出サンワーク

## 3 代表者の氏名

吉本勸曜

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県岩出市東坂本62番5

## 5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者を抱える家族に対して、必要な相談業務を行うとともに、精神保健福祉の前進を目指して普及啓発を図り、精神障害者の社会復帰を促進及び、精神障害者の自立に関わる事業を行い、地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1019号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
富山晃至	有田市山地95	さくら薬局	有田市宮原町須谷53-1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成26.4.30

和歌山県告示第1020号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社やまばと	御坊市藪652-2	やまばケアプランセンター	御坊市藪652-2	居宅介護支援事業	平成26.6.1

和歌山県告示第1021号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ヒューマンケアキタデ	御坊市湯川町財部728-4	ヒューマンケアキタデ	御坊市藪98-3	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成26.6.1

和歌山県告示第1022号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日

株式会社ヒューマン プランニング	有田市宮原町須谷53 5-1	さくら薬局	有田市宮原町須谷53 5-1	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	平成 26. 5. 1
---------------------	-------------------	-------	-------------------	-------------------------------	----------------

## 和歌山県告示第1023号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社ヒューマン ケアキタデ	御坊市湯川町財部72 8-4	ヒューマンケアキタ デ	御坊市湯川町財部72 6-1	福祉用具貸与・介 護予防福祉用具貸 与・特定福祉用具 販売・特定介護予 防福祉用具販売	平成 26. 6. 1

## 和歌山県告示第1024号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社やまばと	御坊市菌652-2	やまばケアプランセ ンター	御坊市菌564-1	居宅介護支援事業	平成 26. 6. 24

## 和歌山県告示第1025号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
紀北川上農業協同組 合	橋本市高野口町名古 曾922-2	JA紀北かわかみかつ らぎデイサービスセ ンター	伊都郡かつらぎ町笠 田東15-2	通所介護・介護予 防通所介護	平成 26. 6. 30

## 和歌山県告示第1026号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011610270	帆瑠徒	有田郡有田川町金屋13-2	自立訓練(生活訓練)	精神障害者	特定非営利活動法人きのくに広域適応教室さくら	有田郡有田川町金屋13-2	平成26.8.1

## 和歌山県告示第1027号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
あおば調剤薬局	和歌山市黒田281番5	殿川香寿	平成26.8.1

## 和歌山県告示第1028号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
あおば薬局	岩出市金池390-1 グリーンヒル金池101号	积野明久	平成26.8.1

## 和歌山県告示第1029号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
あおば薬局	岩出市金池390-1 グリーンヒル金池101号	—	积野明久	平成26.8.1

## 和歌山県告示第1030号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1031号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1032号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1033号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成26年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡印南町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

印南町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1034号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき御坊市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）

2 作業期間 平成26年8月11日から同年11月28日まで

3 作業地域 和歌山県御坊市内の一部

## 監 査 公 表

#### 和歌山県監査公表第17号

平成26年4月3日付け監査報告第2号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年8月15日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 井 出 益 弘

和歌山県監査委員 宇治田 栄 蔵

1 公立大学法人和歌山県立医科大学

監査実施年月日 平成26年2月6日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 診療費（患者負担分）の未収金については、平成24年度末で附属病院本院で約2億492万円、紀北分院で約1,201万円となっており、前年度末に比し附属病院本院で約1,295万円、紀北分院で約33万円それぞれ増加している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成18年4月1日和医大規程第22号）第32条第1項第3号に基づき契約保証金を免除している契約で、契約保証金免除申請書に記載されている契約実績が同規模とは認められない、又は同規模であることが確認できない等の事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 職員の退職に伴い通勤手当の返納をさせているが、返納額を誤っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 診療費（患者負担分）の未収金については、専任職員を配置し、随時、電話や文書、訪問による督促を行うとともに、一括支払が困難な患者に対しては分割相談に応じるなど、債権の確実な回収に努めている。</p> <p>その結果、平成24年度末未収金本院分約2億492万円のうち、平成26年3月末現在で4,312万円を回収し、30万円を貸倒損失として処理した。</p> <p>また、紀北分院分未収金約1,201万円のうち、平成26年3月末現在で194万円を回収し、151万円を貸倒損失として処理した。</p> <p>なお、平成26年1月弁護士法人と契約を結び、患者及び相続人並びに連帯保証人に対して未収金の回収、居所及び相続人調査の業務を委託したところであり、必要に応じ法的措置の委託も行う予定としている。</p> <p>回収が困難で、かつ時効を迎えた債権については、必要な資料を整備した上で貸倒損失による処理を進めているところである。</p> <p>(2) 契約保証金免除申請書提出時に記載されている契約実績の確認を徹底するとともに、同規模と認められない案件については、契約保証金の納付又は保険会社等の履行保証保険証書を提出するよう見直しを行った。</p> <p>(3) 返納額計算に当たり、払戻し手数料の額を誤って計算したため、再度計算を行い、差額290円を退職職員に返金した。今後、このような誤りがないように適正に処理することとする。</p>

2 和歌山県住宅供給公社

監査実施年月日 平成26年2月6日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設（敷地を含む。）のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。</p> <p>(2) 平成24年度における宅地分譲等の事業実績としては、岸宮サニータウン8区画及び木ノ本ニュータウン3区画の合計11区画の宅地分譲を行っているが、経営改善計画で定めた平成25年度完売に向け、残り3区画の保有土地の分譲に努められたい。</p> <p>(3) 県営住宅の管理受託に係る家賃等の平成24年度末の収入未済額は、約1億28万円であり、前年度末に比し約3,390万円減少している。</p> <p>引き続き、県（建築住宅課）及び徴収事務委託管理人と連携し未収金の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 道路敷等の公共施設の移管について、地元自治会及び和歌山市との協議を積極的に行っているが、今後も早期に移管できるように努める。</p> <p>(2) 分譲宅地の販売促進について、紹介制度の活用や新聞折込チラシ等の広告宣伝等を積極的に行っている。残りの岸宮サニータウン3区画については、平成25年度は1区画販売したが完売できなかったため、今後も早期完売に努める。</p> <p>(3) 県営住宅使用料の未収金の縮減に取り組んだ結果、平成25年度は平成26年5月末時点で徴収率は90.54%となり、前年同期の87.84%を上回ることができた。</p> <p>今後「家賃滞納整理方針」に基づき、適正な債権管理に努めるとともに、新たな滞納者に対しては早期に納付指導に取り組む。</p>

3 公益財団法人和歌山地域地場産業振興センター

監査実施年月日 平成26年2月6日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置

## 注意事項

- (1) 平成24年度「貸借対照表Ⅱ負債の部1. 流動負債未払金」にアンテナショップ等の未払金が計上されていないので、適正に処理されたい。
- (2) 平成24年度「収支計算書Ⅰ事業活動収支の部2. 事業活動支出資産の部①事業費支出人件費支出」において退職給付費支出36万円を計上すべきところ、「Ⅱ投資活動収支の部2. 投資活動支出①特定資産取得退職給付引当資産取得支出」に退職給付費支出が計上されていたので、適切に処理されたい。

## 注意事項

- (1) 従来は、委託品販売収入の預り金として、未払金と相殺して処理していたが、平成25年度からは相殺せず、未払金として適切に処理する。
- (2) 派遣職員1名分の退職給付引当金負担分を、平成25年度から派遣元への2. 事業活動支出①事業費支出人件費支出の退職給付費用支出として、適正に処理する。